

ごみ収集所設置（変更等）申込書

令和3年4月1日

(宛先) 綾瀬市長

利用者間及び近隣住民と十分協議しましたので、ごみ収集所について、次のとおり申請します。

[illegible]

- ・収集開始の2週間前までに一部提出してください。
- ・収集所は、利用者が居住している範囲内で、収集作業に支障が無い場所を選定してください。
- ・利用世帯については、可燃ごみが1箇所当たり10～30世帯、資源・無価・プラスチックが1箇所当たり50～100世帯程度が基準となります。
- ・裏面の注意事項も必ず確認してください。
- ・記載事項に疑義が生じた場合は、取り消す場合があります。

確認欄		☐ 環境整備員供覧 ☐ リサイクル協同組合 ☐ 明細地図 ☐ 管理台帳入力 ☐ 現地確認		受付印
供覧	所長	課 員	受付者	